

# 様式 1 公表されるべき事項

## 東京芸術大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則で準用する職員給与規則において、報酬に業績を反映できるよう、国に準じて勤勉手当を導入している。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

(平成24年4月)  
 ・俸給月額について、平均0.5%減額する改定  
 (平成24年7月)  
 ・報酬について、平成26年3月までの期間は9.77%減額支給する改定  
 ・地域手当の支給割合を職員に準じて16%に回復

理事

(平成24年4月)  
 ・俸給月額について、平均0.5%減額する改定  
 (平成24年7月)  
 ・報酬について、平成26年3月までの期間は9.77%減額支給する改定  
 ・地域手当の支給割合を職員に準じて16%に回復

理事(非常勤)

\_\_\_\_\_

監事(非常勤)

\_\_\_\_\_

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,855	10,942	4,075	1,721 (地域手当) 115 (通勤手当)			
A理事	12,456	8,006	2,982	1,259 (地域手当) 207 (通勤手当)			
B理事	12,333	8,006	2,982	1,259 (地域手当) 84 (通勤手当)			
C理事	12,296	8,006	2,982	1,259 (地域手当) 48 (通勤手当)			◇

D理事 (非常勤)	千円 2,550	千円 2,550	千円	千円 ( )		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 1,000	千円 1,000	千円	千円 ( )			※
B監事 (非常勤)	千円 1,960	千円 1,960	千円	千円 ( )	4月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費等の必要額を見通した財政計画を策定し、併せて組織の合理化・簡素化等を図り、人件費の抑制に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

能率、勤務成績に応じて昇給幅の増減、昇格、勤勉手当(賞与)の支給割合の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、支給基礎金額に下記の率を掛けて得られた額を支給する。 良好(0.645) 優秀(0.74) 特に優秀(0.835)
昇級	原則1月1日に4号俸(教育職俸給表(一)適用者のうち5級以上である者については3号俸、55歳を超える者については2号俸)を標準として、勤務成績に応じて昇給幅を決定する。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

(平成24年4月)

- ・俸給月額について、平均0.23%減額する改正
- ・36歳未満の職員を対象にこれまで抑制してきた昇給を最大2号俸回復

(平成24年7月)

- ・地域手当の支給割合を16%に回復

その他、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間:24年7月～26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:  
俸給月額 一般(一)7級以上 (▲9.77%)  
一般(一)6～3級 (▲7.77%)  
一般(一)2・1級 (▲4.77%)

その他の俸給表適用職員については、一般(一)に準じた支給減額率

- ・諸手当関係の措置の内容:期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

(役員について)

- ・実施期間:24年7月～26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額 ▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 269	歳 50.9	千円 8,080	千円 6,007	千円 168	千円 2,073
事務・技術	人 81	歳 43.1	千円 5,740	千円 4,355	千円 155	千円 1,385
教育職種 (大学教員)	人 180	歳 54.3	千円 9,122	千円 6,735	千円 174	千円 2,387
教育職種 (附属高校教員)	人 8	歳 53.0	千円 8,310	千円 6,317	千円 158	千円 1,993

注:常勤職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

注:在外職員の区分については該当者がいないため記載を省略した。

任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:任期付職員については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:任期付職員のうち事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

再任用職員	人 4	歳 63.0	千円 4,391	千円 3,737	千円 202	千円 654
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注:再任用職員の事務・技術、教育職種についてはそれぞれ該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:再任用職員のうち医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 10	歳 41.7	千円 3,131	千円 2,401	千円 157	千円 730
事務・技術	人 10	歳 41.7	千円 3,131	千円 2,401	千円 157	千円 730

注:非常勤職員のうち教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況(年俸制)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 10	歳 41.7	千円 6,222	千円 6,222	千円 182	千円 0
一般職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 8	歳 43.8	千円 6,393	千円 6,393	千円 162	千円 0

注:常勤職員の一般職員については該当者が2人のため、

当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員のうち医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)の職種については  
該当者がいないため記載を省略した。

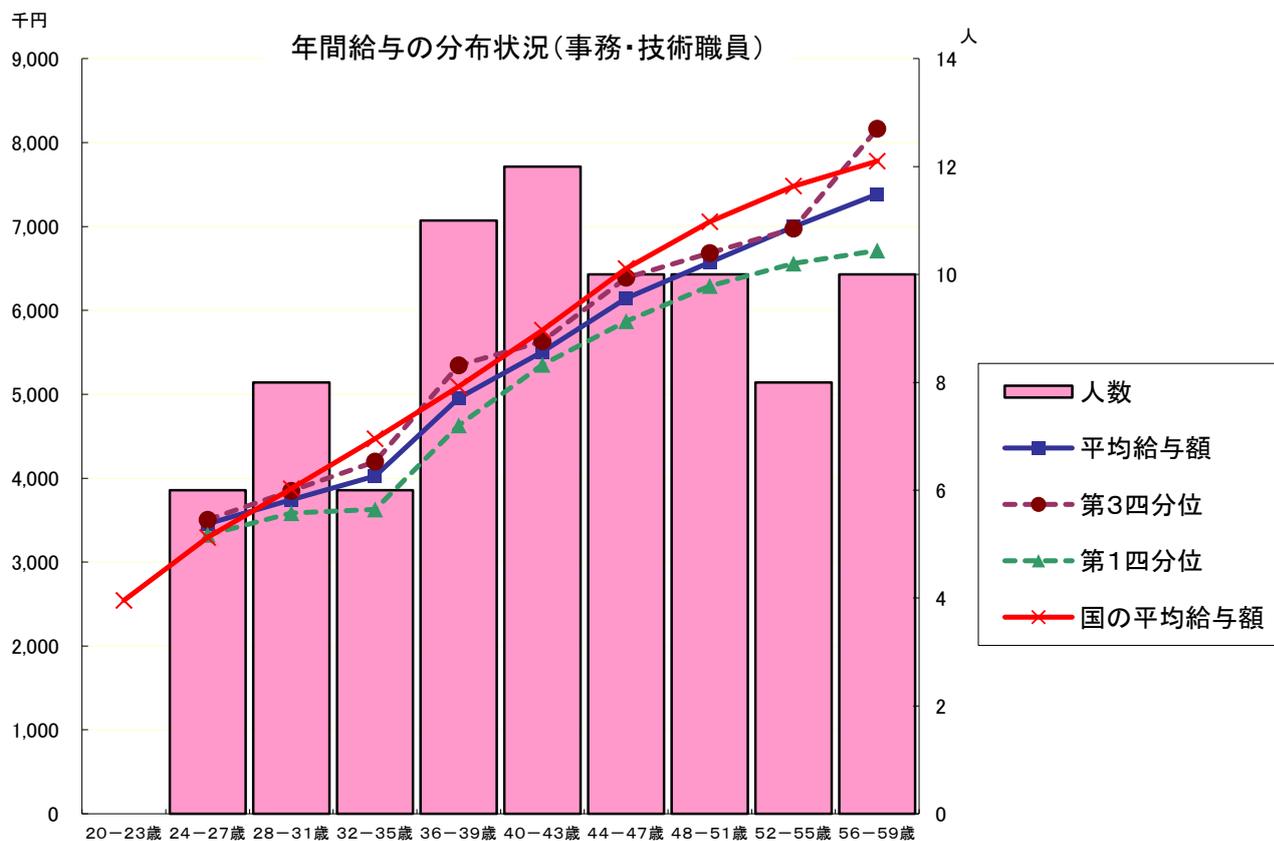
注:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (特任教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注:非常勤職員については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから  
人数以外は記載していない。

注:非常勤職員のうち事務・技術、教育職種(大学教員)、教育職種(招聘教員)、  
医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)の職種については該当者がいないため記載を省略し

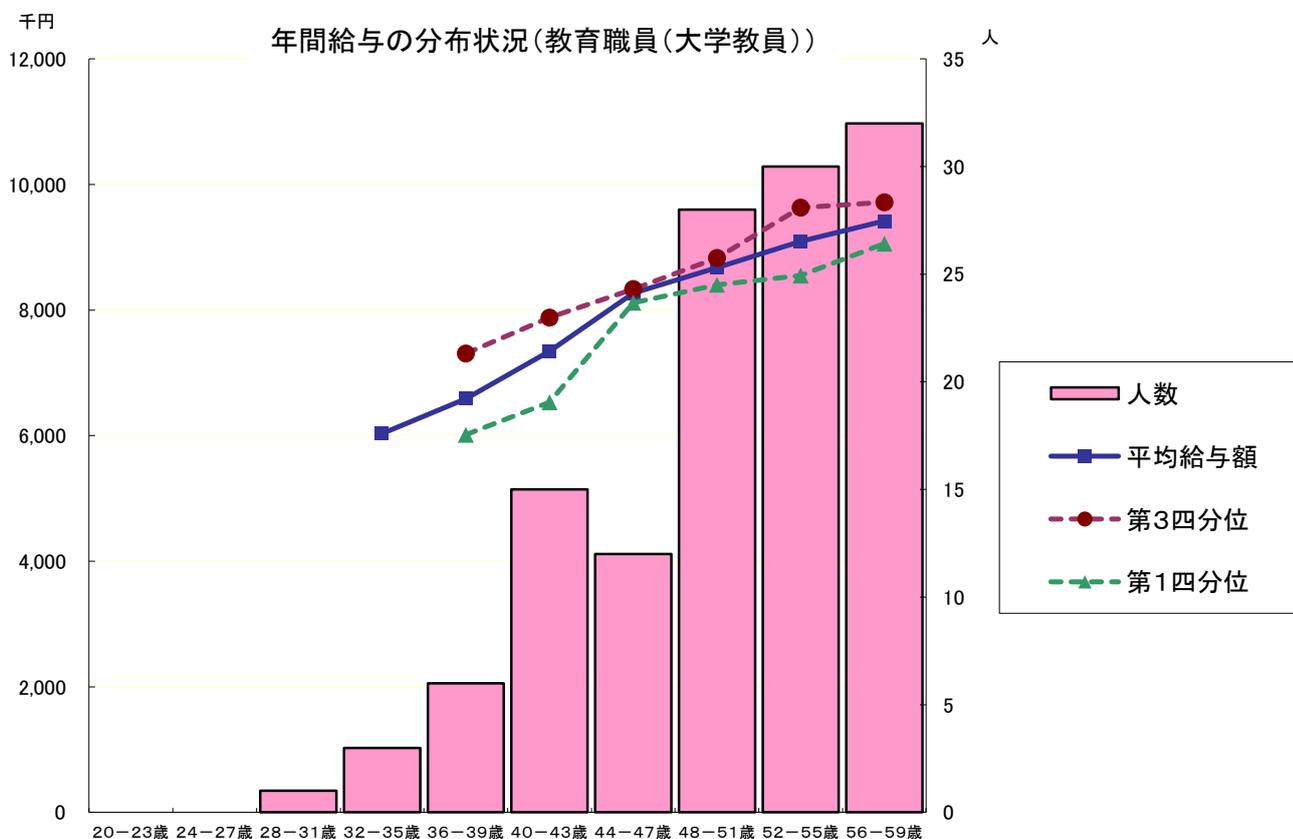
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
課長	7	56.2	7,856	8,178	8,684
課長補佐	9	53.8	6,753	6,861	7,050
係長	36	45.8	5,600	5,907	6,390
主任	10	39.8	4,630	4,981	5,200
係員	19	29.9	3,495	3,735	3,879



注:年齢28-31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	108	59.0	9,117	9,660	10,135
准教授	59	48.7	7,883	8,253	8,564
講師	2	-	-	-	-
助教	11	41.0	5,764	6,073	6,531

注:講師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長 事務長
人員 (割合)	81 人	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	4 人 (4.9%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	59～51
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	6,745～6,126 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	8,840～8,165 千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 事務長	課長補佐・事務長補佐 専門員	係長 専門職員	主任	係員
人員 (割合)		3 人 (3.7%)	9 人 (11.1%)	36 人 (44.4%)	11 人 (13.6%)	18 人 (22.2%)
年齢(最高 ～最低)		57～53 歳	57～47 歳	59～35 歳	48～34 歳	32～25 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,171～5,552 千円	5,415～4,631 千円	5,068～3,172 千円	4,480～3,463 千円	3,177～2,464 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		8,105～7,423 千円	7,347～6,275 千円	6,778～4,198 千円	5,774～4,455 千円	4,079～3,242 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手 教務職員
人員 (割合)	180 人	0 人 (%)	93 人 (51.7%)	74 人 (41.1%)	2 人 (1.1%)	11 人 (6.1%)	0 人 (%)
年齢(最高 ～最低)			66～48 歳	63～35 歳	-	55～29 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			9,154～6,109 千円	7,008～4,871 千円	-	5,245～3,816 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			12,508～8,437 千円	9,340～6,588 千円	-	6,975～4,917 千円	

注:3級における該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.7	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 32.3	% 33.2
	最高～最低	% 35.6～32.7	% 34.6～30.0	% 34.4～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 67.6	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.8	% 32.4	% 33.6
	最高～最低	% 37.7～32.4	% 35.0～29.9	% 36.3～31.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.4	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.7	% 33.6	% 34.7
	最高～最低	% 44.8～33.3	% 41.4～30.8	% 43.1～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.6	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.1	% 32.4	% 33.7
	最高～最低	% 40.5～33.0	% 39.3～30.5	% 37.9～31.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

104.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

100.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.1	
	参考	地域勘案 84.3 学歴勘案 94.0 地域・学歴勘案 84.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.69% (国からの財政支出額6,070,000,000円、支出予算の総額8,587,000,000円：平成24年度予算)  【検証結果】 国立大学法人化以降も、支出額の大部分を運営費交付金により賄っている。その中で、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。	
講ずる措置	引き続き、組織の合理化、簡素化等を図り、人件費の抑制に努めていく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準比較指標 100.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)との年収比率を基礎に平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,492,676	千円 2,603,249	千円 (%) △ 110,573 (△4.2%)	千円 (%) △ 138,977 (△5.3%)
退職手当支給額 (B)	千円 224,072	千円 266,967	千円 (%) △ 42,895 (△16.1%)	千円 (%) 519 (0.2%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,761,058	千円 1,758,624	千円 (%) 2,434 (0.1%)	千円 (%) 26,928 (1.6%)
福利厚生費 (D)	千円 404,533	千円 408,836	千円 (%) △ 4,303 (△1.1%)	千円 (%) 15,607 (4.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,882,339	千円 5,037,676	千円 (%) △ 155,337 (△3.1%)	千円 (%) △ 95,923 (△1.9%)

## 総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」	
対前年度比	△110,573千円
承継職員の給与の減	△110,573千円
・「最広義人件費」	
対前年度比	△155,337千円
承継職員の給与の減	△110,573千円
退職手当支給額の減	△42,895千円
H17年新設の映像研究科教員等の給与及び	
外国人教師の給与の増	9,602千円
非常勤役員報酬の減	△190千円
非常勤教員給与の減	△16,151千円
非常勤職員給与の減	△7,279千円
受託研究費等による雇用者の増	16,452千円
福利厚生費の減	△4,303千円

### ①特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して講じた措置による削減額

講じた措置: 臨時特例法に準じて、役職員の給与、報酬の減額を行った。

講じた措置による削減額

役員	△3,976千円
事務・技術職員	△32,523千円
教育職員	△111,025千円
総額	△147,524千円

### ②「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に基づき講じた措置による削減額

講じた措置: 役職員の退職手当について、支給率の引下げを実施した。

講じた措置による削減額 △10,866千円

注: 特定の職種の該当者数が少ないため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、職種ごとの削減額は記載せず、総額のみを記載している。

## IV 法人が必要と認める事項

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年2月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給率の段階的な引下げを実施した。

講じた措置の概要: 退職手当支給率について以下の調整を加える。

平成25年 1月1日から平成25年9月30日	98%
平成25年10月1日から平成26年6月30日	92%
平成26年 7月1日から	87%